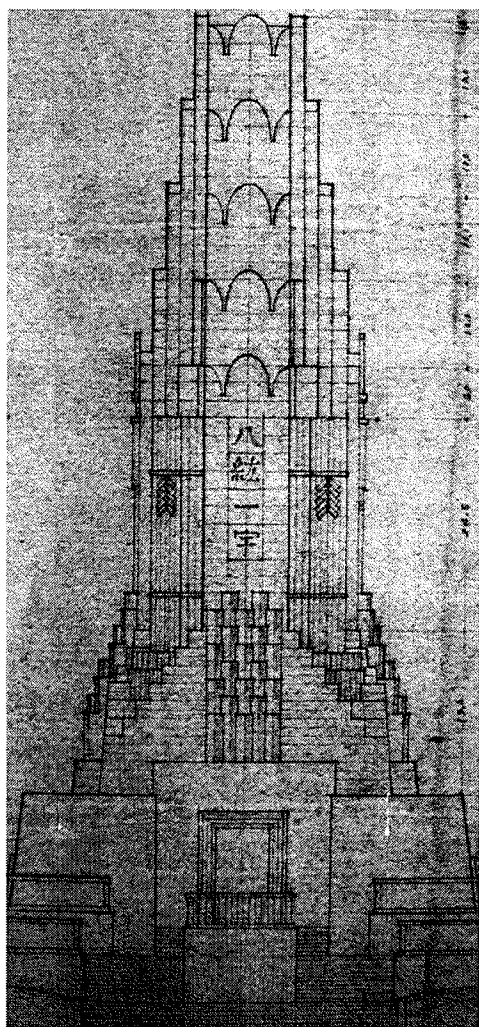
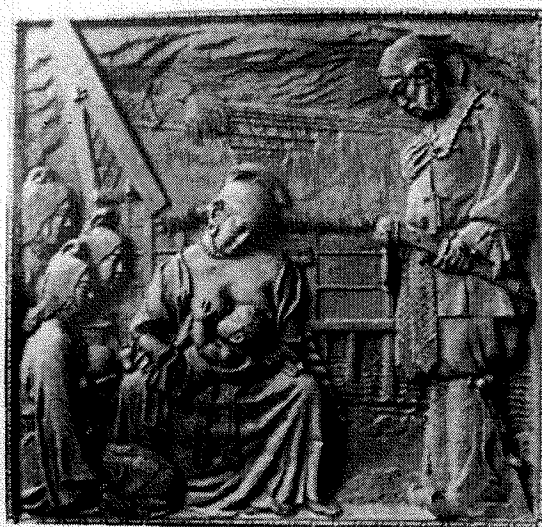


文書センターだより

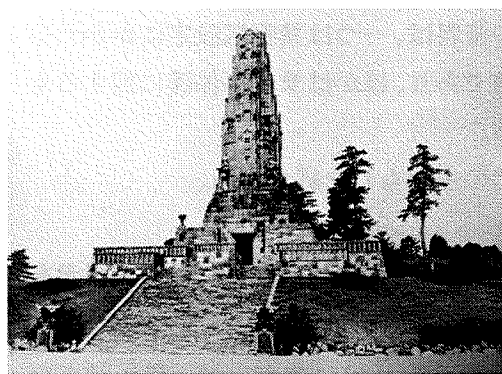
宮崎県総務課 宮崎県文書センター
第2号 2007. 3



▲八紘之基柱構造図



▲内部レリーフ



▲八紘之基柱全体図（完成当時）

第2号目次

資料紹介—大正時代の市木村「幸島」の禁猟区設定とサル—	2
資料展紹介—「川を渡る」渡し船と木橋のさまざま—	7
表紙解説ほか	8

一大正時代の市木村「幸島」の禁猟区設定とサル

串間市市木の幸島は、日南海岸国定公園に属する周囲3.5キロメートル、標高113.7メートルの島であるが、野生のサルがすむ島として広く知られている。

昭和9年(1934)に国の天然記念物に指定され、昭和23年(1948)には京都大学霊長類研究所が設けられ、サルの生態に関する研究に大きな成果があげられている。

宮崎県文書センターでは「幸島」が禁猟区に指定された大正6年から同13年迄の間の資料20件を所蔵する。(「狩猟」簿冊)

当時の宮崎県の禁猟区に関する所轄部署は宮崎県警察部保安課で、幸島を担当したのは油津警察分署である。文書で見える限りでは昭和9年、特別記念物に指定されるまでは、同部保安課が所轄し、指定後は内務部社寺兵事課に移されたと思われる。

所蔵の資料は、一つは禁猟区設定にかかわる関連文書であり、ほかはサルの保護に関するものである。

以下その主なものを紹介する。

禁猟区許可願の件【史料番号4】(※史料番号は下記の目録番号による)

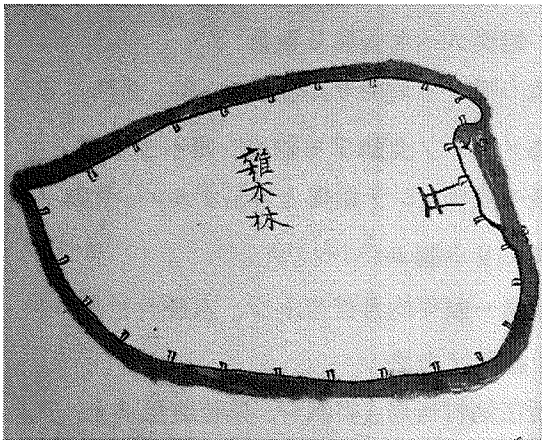
本件市木村長代り谷口義春出願ニ係ル禁猟願ニ関シ、明治二十四年訓令第八十二号狩猟法施行心得第四條ニ基キ調査ヲ遂ゲ、此段及副申候也

記

一、出願ノ理由、出願地タル市木島ハ市木村東方沿岸ノ一孤島ニテ、古来市木島姫ノ命ヲ

奉祀シ、今地方ノ崇敬甚ダ深厚ニテ信仰崇慕ノ中心タリ、然シテ今島ニハ多数ノ猿類棲息シ村民齊シク神猿ト称シテ捕獲セントスル者絶無ニテ、今日迄愛撫保護ヲ加ヘ猿族ノ自由ニ任セ繁殖ヲ謀リ永劫万代迄其ノ靈蹟ナル旧蹟ヲ保存セント今地方一般人コノ觀念ナルモ、近来一般ノ思想輕薄ニ傾タル為乎、斯ノ如キ一般村民ノ敬虔深鴻ナル靈域ニ侵入シ、神猿ヲ殺生セバ神罰觀面トノ敬神伝説アル猿族ヲ、渡島シテ捕獲スルモノ漸次増加スルヲ以テ、今地民ノ一般疑惧心ヲ煽リ、從テ神徳ヲ潰シ、且ツ旧蹟ヲ破壊スルヲ以テ其ノ防止策トシテ該願書ヲ提出シタル者ト被認候

- 一、期間及時期、期間 自大正六年十月一日至大正十五年九月三十日 滿拾年間、斯時期ハ年中
- 一、禁猟区ノ周囲ハ二千四十間ニテ、標木数三十四本、其ノ価格六円八拾錢
- 一、禁猟区維持費ハ壹ヶ年ノ経費金拾円ニテ該経費ハ市木村ニ於テ負担ス
- 一、禁猟区ニ対シテハ氏子輪番ニテ警戒シ、以テ管理ニ務ム
- 一、本件禁猟区ノ必要ハ村民一般ノ与論トナリ、願書提出ノ議ハ村会無異議ニ可決シタルモノニシテ、本件許可ニ関シテハ何等弊害ト認ムベキ事項ナシ
- 一、市木島姫ノ命ノ祭典ハ、毎年旧十一月巳ノ日ニ執行シ、村一般休業シ国旗ヲ捧テノ謹慎ノ誠意ヲ表シ、以テ賑盛ニ行ハル、本社ハ無格社ナルモ祭典其他ノ費用ハ村民ヨリ抛出スルモノナリ



標木図【史料3】

「標木ハ六拾間毎ニ建設ス」との説明文あり

禁猟区調査に関する件【史料番号6】

本月九日付警発第三四三号ヲ以テ、首題ニ関シ調査方御照会之件、左記之通りニ有之候

記

- 一、市木村大字幸島禁猟区ニ於テハ、猿約百四五十頭位、鳥ノ蕃殖^(ママ)移シク、其他黒鳩及サト鳩僅カニ棲息シ居レリ
- 二、木標及制札ハ目下残立シ居ルモノ五十四本ニシテ、式十本ハ波浪等ノ為メ流失シ居ルニ依リ改設スヘキモノト認メラル、而シテ制札ハ五間十間三十間位ノ間隔ニ建設アリテ、百二十間以上ヲ超過シ居ルモノナシ(了)

禁猟区調査の件【史料番号7】

貴村所在幸島禁猟区保護ニ関シテハ、平素多大ノ御注意相成事ト在シ居リ候、然ルニ本年度ヨリ右禁猟区内猿ニ対シ、食餌給與及巣箱装置ノ見込モ有之候ニ付、技手宮野原正ヲシテ本月十一日頃出張セシメ度候条、左記事項予メ御協議相成度、尚ホ之カ調査ニ関シテハ相当御便宜相願度候

記

- 一、猿ノ牝牡別概数
- 二、毎年ノ蕃殖概況
- 三、幸島々内猿ノ食餌ニシテ動植物及貝類ノ種類
- 四、最モ嗜好スル食餌
- 五、給與スヘキ食餌ノ種類、数量及給與ノ方法
- 六、巣箱装置ノ場所及巣箱ノ設計ノ概略
- 七、其他保護蕃殖上注意スヘキ要点

復命書【史料番号8】

禁猟区及禁猟区内食餌並巣箱給與計画其他状況調査ノ為、南那珂郡へ出張ヲ被命、十一月十六日帰庁致候条其ノ概況ヲ具し及復命候也

大正十一年十一月二十日

技手 宮野原 正 (印)

宮崎県警察部長 吉田勝太郎殿

記

一、市木村禁猟区

禁猟区タル幸島ハ海岸ヲ距ル約十丁、周囲約一哩ノ一島嶼ニシテ、島内山高ク対岸ニ面シタル上陸ニ便利ナル一箇所ヲ除クノ外、周囲殆ント岩石ヨリ成ル絶壁ニシテ、東面ハ殊ニ急勾配ヲ為セリ、樹木トシテハ松ヲ最多トシ、コレニハまびは、椎及檜及山桃ノ少数散生ス、東南面及地面ハ樹木鬱蒼タリ、中央ハ凹地ニシテ、二畝ノ水田及一畝ノ畑地アリ、其ノ西部ニハ昨年来杉ノ植林ヲ為セリ、島内西部ニ三戸ノ人家アリ、周囲ハ附近漁業者ノ漁場ナリ

猿ノ棲息状況 目下牝牡計約百頭棲息シ、二・三十頭位ツヽ群棲ス、牝牡別尚不明ナリ蕃殖状況

島内食餌不足ニシテ、猿ハ椎、檜及山桃ノ如

キ結実期ニハ殆ント摂取シ盡シ海岸ニ出テ
牡蠣、ツボ貝等ノ貝類及蟹ヲ摂取シ、尚草ノ
新芽、ずばなノ如キハ好ンテ節食スル所ナリ
ト云フ、時ニ人家近クニ出没シ、耕作物ニ多
少ノ被害ヲ及ボスコトアリト云フ、然レトモ
以上ノ食餌ハ常ニ不足セルヲ以テ、充分ナル
食餌ヲ採ルコトヲ得サル状態ニアリ、為ニ蕃
殖上ニ影響アリ、毎年ノ蕃殖数僅ニ数頭ニシ
テ設置以来著シキ増減ヲ認メザルカ如シ
(中略)

幸島禁猟区内猿ノ巣箱及食餌給與計画調査

猿ハ近年乱獲ノ結果、本県内ニ於テモ漸次其
ノ数ヲ減シツヽアルノ傾向アリ、何等ノ保護
施設ヲ加ヘサレハ遂ニハ絶滅ノ機ニ達スヘ
シ、全島内猿ニ於テモ従来何等ノ保護ヲ加ヘ
ス、大正六年禁猟区ニ設定シ其ノ捕獲ヲ禁シ
タルモ、特ニ保護施ヲ行ハザリシ為メ、食餌
ノ不足ヲ来シ、設置以来増殖スルコト尠キカ
如キヲ以テ、本年度ヨリ之ニ對シ食餌給與及
巣箱装置ヲ行ヒ、以テ其ノ増殖ヲ行ハムト計
画シ、村当局者トモ協議ヲ重ネ、之カ調査ヲ
行ヘリ、本島ハ一島嶼ニシテ他ニ散逸スルノ
憂ナク、其ノ旋施設ヲ行フニ便利、殊ニ其ノ
成績ノ查察ニモ亦頗ル適當ノ場所タルヲ失
ハス

一、巣箱装置ノ場所、数量

幸島ハ東北部ヨリ西南部ニ長ク、中央ハ凹地
ニシテ、猿ハ中央ヨリ東及南部ニ棲息スルコ
ト多キカ故ニ、巣箱ハ中央凹地ノ東部樹木ノ
少キ場所、中央東面ノ東北部及南西部ニ各一
ヶ所、計三ヶ所ヲ設置スルヲ適當ト認メタリ

二、給與スヘキ食餌及数量

猿ハ殆ント食セサル物ナク、殊ニ食餌不足ノ
為メ何レノ食餌ヲモ給與シ得ヘシト雖トモ、
最モ安価ニシテ給與上容易ナルハ、甘藷ノ給
與ナリト認ム

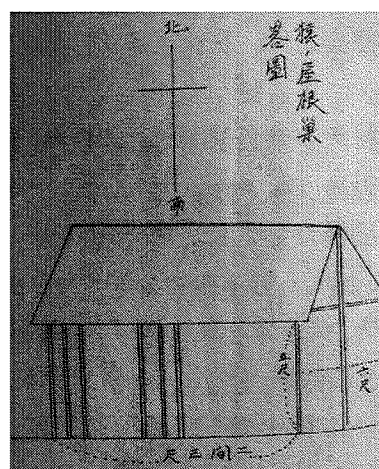
数量一頭平均月百匁トシ、百頭月拾貫トス

三、給與ノ方法

所在地村当局ニ委嘱シ、巣箱装置ノ上、其ノ
内部ニ散布シテ、其ノ量ヲ月三回ニ分與スル
ヲ適當ナリト認ム

四、巣箱設置ノ概様 (省略)

甘藷時價 一貫 貳拾五錢也



猿ノ屋根巢器圖

【史料11】

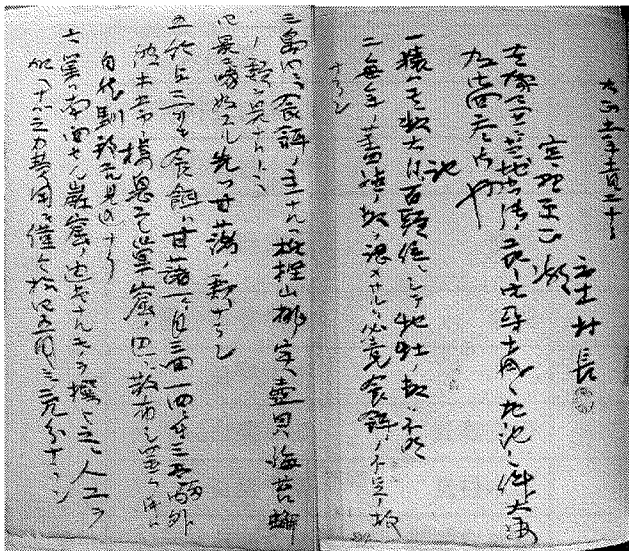
御尋に対する回答【史料番号9】

貴職兼テ当地出張ノ節御尋相成候左記之件、大
要及御回答候也

記

- 一 猿ハ其数大凡百頭位ニシテ牝牡ノ数ハ不
明
- 二 毎年ノ蕃殖ノ数ヲ認メサルハ必竟食餌ノ
不足ノ故ナラン
- 三 島内ニテ食餌ノ主ナルハ椎檜山桃ノ実、壺
貝海苔蟹ノ類ヲ最ナリトス
- 四 最モ嗜好スル先ツ甘藷ノ類ナラン

- 五 給与スヘキ食餌ハ甘藷一ヶ月三回、一回ニ付三貫匁内外、彼等常ニ棲息スル巢窟ノ辺ニ散布シ置クトキハ自然馴致スル見込ナリ
- 六 巢ハ南面セル巖窟ノ迪当ナルモノヲ撰ヒ、之ニ人工ヲ加ヘナバ、之カ費用モ僅々拾四五円ニテ充分ナラン



市木村長の回答【史料9】

報告書【史料番号14】

猿食餌給与状況ニ関スル件

首題ニ関シ報告書御指揮ニ基キ、村長黒木武行ト協議、実施状況左記ノ通ニ有之候条此段及報告候也

記

- 一、大正十一年十二月分甘藷六十貫ヲ、五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日、六回ニ分与シ巢窟及其附近五六ヶ所散布セシニ、好食シ次回給与ノ際ハ一小残片ヲ認メズ
- 二、巢窟ハ奥行六尺、長サ二間三尺位、高サ五尺位ノ小屋ヲ、大正十二年一月十七日幸島南部猿群ノ日常営巢ス可キヶ所、且ツ雨露

ヲ凌グニ便ト認ムル南面セル所ニ設置シタリ、日尚浅キニヨリ今日其棲息ニ利用スルヤ否ヤ不明ナリ

請求書【史料番号15】

一、金六円五拾銭也

但シ大正十一年十二月分禁猟区字幸島猿食餌給与費

右御下付相成度別紙精算書相添へ請求候也

大正十二年二月三日

南那珂郡市木村長 黒木武行

宮崎県知事 大芝惣吉殿

精算書【史料番号16】

一、金六円五拾銭也

但シ大正十一年十二月分禁猟区字幸島猿食餌給与費

内訳

一、金参円九拾銭也 但シ甘藷六拾貫代

一、金貳円六拾銭也 但シ人夫賃及往復渡(マ)般六回分

右之通精算書提出候也

大正十二年二月三日

南那珂郡市木村七千四百二十七番地

請負人 佐藤萬四郎

宮崎県知事 大芝惣吉殿

南那珂郡市木村幸島禁猟区猿群に対する食料給与の件【史料番号17】

従来市木禁猟区猿群ニ対シ毎月甘藷六十貫匁ヲ三回ニ分与シツトアリタルモ、価格ノ変動ニ依リ金額不定ナリシヲ以テ毎月金五円宛ヲ指定支出相成様致度、尤モ前記金額ヲ以テ三回ノ人夫賃及船賃、並甘藷六拾貫内外ノ買入ニハ差

支無之モノト被認候ニ付、御決定相成様相伺候
備考

一、本年五月分ヨリ金五円宛支出ノ見込
(請負者佐藤万四郎ニハ此旨該地出張
ノ際承諾ヲ得居レリ)

二、右毎月支出金額ハ、鳥獣保護施設費指
定配布年額貳百五拾円中ヨリ支出ス
ルモノニ付為念

御決裁ノ上ハ課長名ヲ以テ市木村長黒木武行
宛通知ノ見込ニ候

.....

〈幸島の猿に関する史料目録〉

	年月日	件名	宛先	差出人
1	T6.4.26	費用弁償方法に関する回答		市木村長代理
2	T6.9.11	禁猟区許可願	知事	市木村長代理
3	T6.10.21	禁猟区設定の件に付伺(告示案及び報告書)(告示第400号)	知事	保安課長
4	T6.9.24	禁猟区許可願の件	知事	油津警察分署長
5	T6.5.29	村会決議写		市木村長
6	T8.9.30	禁猟区調査に関する件	保安課長	油津警察分署長
7	T11.11.6	禁猟区調査の件	市木村長	保安課長
8	T11.11.20	復命書	県警察部長	保安課技手
9	T11.11.20	御尋に対する回答	保安課技手	市木村長
10	T12.1.8	照会案	市木村長	保安課長
11	T12.1.17	猿の巣箱設置の件	保安課長	市木村長
12	T12.2.12	猿飼養の件	県警察部長	油津警察分署長
13	T12.2.3	猿食餌給与状況報告	知事	市木村長
14	T12.2.4	報告書(猿食餌給与状況に関する件)	油津警察分署長	市木駐在巡查
15	T12.2.3	請求書	知事	市木村長
16	T12.2.3	精算書	知事	請負人
17	T12.8.30	南那珂郡市木村幸島禁猟区猿群に対する食料給与の件	知事	保安課長
18	T12.8.30	猿の食餌給与に関する件	市木村長	保安課長
19	T13.6.10	農商務省調査「鳥獣別に依る優良禁猟区府県一覧表」(抜粋)		
20	T13.7.31	猿の食餌給与に関する件	市木村長	保安課長

平成19年度第1回資料展示

「川を渡る」渡し船と木橋のさまざま

開催期間 4月10日(火)~5月25日(金)

東に日向灘、西は九州山地で囲まれる宮崎県（日向国）は、西の山地から東の海に注ぐ大小の河川によって、さらに地域が区切られるという地勢上の特色を持っている。宮崎の歴史、社会、文化の視点には、これらの地勢を抜きにして語ることができないほど、人々の生活に大きな影響を与えてきた。近代宮崎の課題の一つに河川による地域社会の孤立化、細分化の克服脱却があげられたのもうなずける。センター所蔵の膨大な道路・河川・架橋にかかわる資料がそれを物語る。

北川、五ヶ瀬川、大淀川、耳川（美々川）、小丸川、一ツ瀬川、大淀川（赤江川）、広渡川、酒谷川などのほか、これらの支流が網の目のように流れている。これらの大きな河川には、近世までは、城下町など一部を除いては橋が架けられていなかった。「船渡し」が主であった。小河川や浅い瀬では「歩渡り」（かちわたり）である。

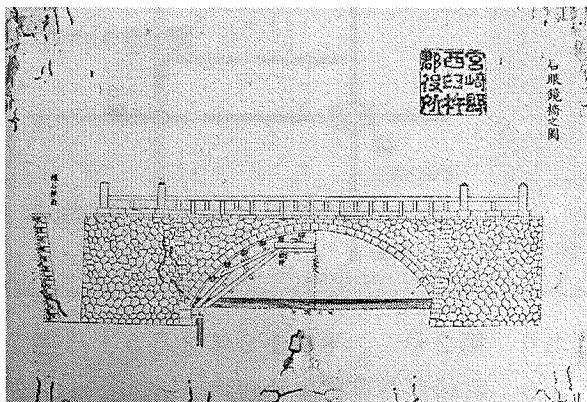
架橋には厳しい自然条件があった。春から夏の梅雨期の出水、夏から秋の台風による洪水などに毎年見舞われる。また河川を利用した木材等の林産物の搬出という現実的要求からも架橋に積極的になりえなかった。

近代の急速な交通量の増加や広範囲の物流、水資源利用（ダム建設）に対応した運輸機構の整備の中で、所要時間が大きな要因を占めるようになると、国防上の問題とも呼応して、陸の交通路に対する架橋の必要性は急速に高まった。

橋にはさまざまな形があり、架設素材がある。浮き橋、石造橋、つり橋、鉄橋、木造橋、コンクリート橋（永久橋）などさまざまであるが、道路次第では廃棄されるものも多い。国道36・38号線から国道3号線、さらに国道10号線と更正されるにつれその傾向は強まる。

この展示では、木造架橋の時代を中心に、橋のさまざまな様相から宮崎の地域社会の近代化の消長を追うことにしたい。あわせて架橋前にみられた日向国内各河川の渡し船の姿を紹介する。

石眼鏡橋之圖（「土木工要録 附録」より）



「土木工要録」は明治14年、内務省土木局から刊行されたものである。

旧幕府の土木普請方に用いられた堤防橋梁積方の工法の大概を集めたものに、近代になって欧米から導入された工法などを取り入れて訂正輯録し、図解を加え3巻としたものとしている。

明治初期の土木工学の水準を知ることができ、とくに架橋にかかわる図解の面白さが注目される。

《表紙解説》

昭和14年(1939)紀元二千六百年宮崎県奉祝会(会長相川勝六)の記念事業の一つとして建設された「八紘之基柱」(アメツチノモトバシラ)の構造図である。同奉祝会は会の設立趣意書に主な事業として

1. 県内全神社の祭典執行
2. 上代日向研究所の設立
3. 八紘之基柱の建立
4. 神武天皇の御聖蹟顕彰並に紹介
5. 遠祖慰霊祭の執行

などをあげている。

なおレリーフは日名子實三氏の案出によるもので全部で5面あり、いずれも宮崎県から特許局に意匠登録がなされている。

—お詫びと訂正—

文書センターだより第1号の記載事項に一部誤りがありました。お詫びして、下記のとおり訂正させていただきます。

8ページ《表紙解説》中

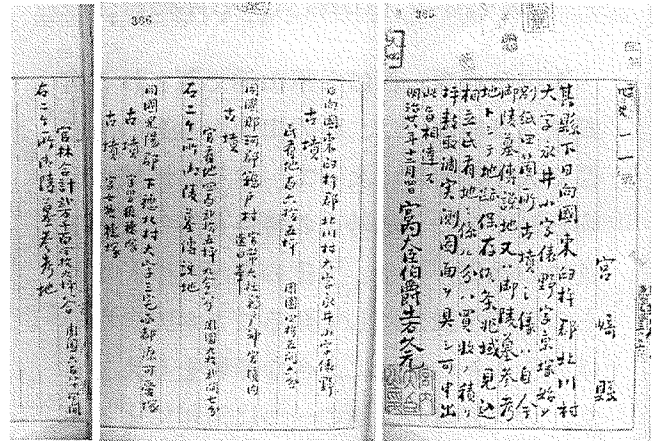
誤) 井上達雄内務大臣

正) 山本達雄内務大臣

ミニ展示紹介

～当センターでは、所蔵資料の整理過程で発見された興味深い資料をミニ展示として紹介しています～

「御陵墓参考地治定文書」



東臼杵郡北川村大字永井小字俵野、南那珂郡鶴戸村鶴戸神宮境内速日峯、児湯郡下穂北村西都原大字三宅可愛塚の三ヶ所が、御陵墓参考地および御陵墓伝説地として明治政府によって治定されたことを示す最初の文書である。

これに先だち、宮崎県では県下各所を調査し資料を提出したが、三ヶ所以外の地についても同日付で宮崎県知事宛宮内省諸陵頭から、買収対象外ではあるが保存するよう申入れが行なわれている。

利用案内

■ 開館時間

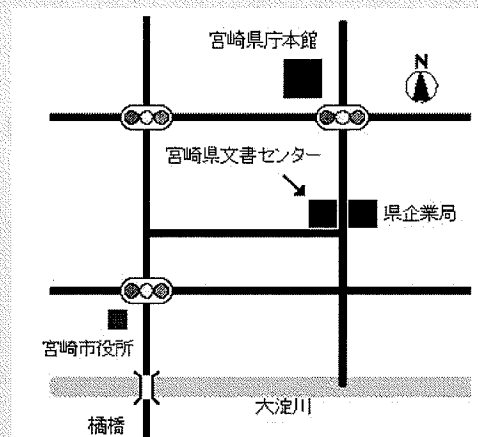
午前9時から午後5時まで

■ 休館日

県庁閉庁日(土日、祝日、年末年始)
(ただし臨時休館することがあります)

■ 利用方法

初めて収蔵資料の閲覧をされる方は「利用証」の交付を受けて下さい。



宮崎県文書センター 宮崎県文書センターだより 第2号 平成19年3月31日発行
〒880-8501 宮崎市橋通東1-9-30 宮崎県総務部総務課内
TEL (0985) 26-7027